

大阪府立男女共同参画・青少年センター内の飲食店事業者募集要項

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課が所管する大阪府立男女共同参画・青少年センター（以下、「ドーンセンター」という。）内の飲食店事業者（以下「事業者」という。）を募集します。応募される方は、この募集要項をお読みいただき、次の各事項をご了承のうえ、お申込みください。

1 公募物件

下記のA,Bいずれかを選んで応募してください。

物件	所在地	使用許可面積	最低使用料 (税抜き) <small>(R8.7～R9.3までの使用料)</small>	位置
A	大阪市中央区大手前 1-3-49 ドーンセンター1階 (募集要項《資料1》参照)	控室を含む 155.30㎡	2,924,100円	ドーンセンター1階 フロア内 (募集要項《資料2》参照)
B	大阪市中央区大手前 1-3-49 ドーンセンター1階 (募集要項《資料1》参照)	控室を除く 143.53㎡	2,702,400円	ドーンセンター1階 フロア内 (募集要項《資料2》参照)

※1) 使用許可面積の内訳は、客席 93.79㎡、厨房 44.72㎡、食品庫 5.02㎡、控室 11.77㎡です。

※2) 上記使用料は、使用許可期間開始日（令和8年7月1日を予定）から令和9年3月31日までの最低使用料（税抜き）です。

2 スケジュール

令和8年 5月11日（月）	公募開始、応募書類受付開始、質問受付開始
令和8年 5月20日（水）	質問（随時） 受付締切 説明会（随時） 受付締切
令和8年 5月26日（火）	応募書類受付締切
令和8年 5月28日（木）	事業者の決定
令和8年 6月 5日（金）	行政財産使用許可申請書提出期限
令和8年 6月中	行政財産使用許可
令和8年 7月 1日（水）	許可期間開始日（飲食店営業開始準備期間含む）

3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。
- ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑥ 破産者で復権を得ない者
- (2) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者（①から⑧までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後 2 年を経過した者を含む。）であること。
- ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
 - ⑦ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ⑧ 公募開始の日から審査結果を通知する日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者
- (3) 法令等の規定により営業等について許認可等を要する場合は、該当する許認可等を受けているか又は確実に受ける見込みであり、日本国内に営業所又は事務所を有していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 最近 3 年間に於いて、1 年以上継続した飲食業の営業実績をもつこと。

- (7) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

4 公募条件等

(1) 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和8年7月1日から令和9年3月31日までとします。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断する場合は、当初大阪府が設定した募集条件を変更しないことを前提として、1年ごとに申請を行うことにより、最長、令和13年3月31日までの間、使用許可を受けることができます。

(2) 使用料等

① 応募価格

応募価格は、「(1) 使用許可の期間」にかかわらず、年額使用料（税抜き）を百円単位で記入してください。

② 使用料の納入

使用料は、年度ごとに大阪府の発する納入通知書により、使用開始前又は許可年度開始前の大阪府が指定する期限までに当該年度分を全額納入してください。使用料の額は、次の③によるものとします。

③ 使用料

使用料は、事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜額）（以下「応募価格（税抜額）」といいます。）に大阪府公有財産規則第27条の2に記載する割合（消費税相当額）を乗じて得た額（10円未満切捨て）とします。ただし、大阪府公有財産規則に基づく公有財産台帳価格の改定にともない、大阪府が算出した使用料（最低使用料）が応募価格を上回った場合は、大阪府が算出した額に改定することとします。

(3) 必要経費の負担

- ・ 飲食店等の設置及び撤去に要する工事費、移転費及び営業にかかる一切の費用は事業者負担とします。
- ・ 令和9年度に、天井改修工事のため、約9か月間当館7階ホール及び1階ロビーの使用ができなくなる予定です。
- ・ 令和9年度以降に、レストラン厨房内の排気ダクト設備を改修する可能性があります（工期未定）。なお、工事後の消毒等必要となる負担が生じた場合は事業者負担とします。
- ・ 光熱水費については、使用許可部分及び共用部分の合計額を、大阪府の指定する期限までに、本センターの指定管理者（指定管理者が未定の場合は、大阪府）に全額納入してください。（算定方法は、仕様書「2 経費の負担（1）」をご確認ください。）

(4) 遵守事項及び使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 公募条件及び別紙「大阪府立男女共同参画・青少年センター内の飲食店事業者募集に係る仕様書」を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付すること。

- ② 飲食店等を営業する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁止します。
- ③ 使用期間中に「3 応募資格要件(3)」にかかる許認可等の取消しを受けた場合は、直ちに当該許認可に係る営業を停止し、大阪府に申し出ること。
- ④ 販売品等の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、大阪府の指示に従うこと。
- ⑤ 終日禁煙とすること。

5 応募申込手続き

(1) 申込方法

郵送又は持参によりお申込みください。電話、FAX、インターネットによるお申込みの受付は行いません。

① 郵送で申し込む場合

申込受付期間 令和8年5月11日(月)～令和8年5月26日(火) 必着

送り先 〒540-0008 大阪府中央区大手前1-3-49

大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課男女共同参画グループ あて

② 持参される場合

申込受付期間 令和8年5月11日(月)～令和8年5月26日(火)

【午前10時～正午、午後1時～午後5時】

提出先 〒540-0008 大阪府中央区大手前1-3-49

大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)3階

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課男女共同参画グループ

(2) 必要な書類(各1部)

- ① 応募申込書(様式1)
- ② 誓約書(様式2-1、2-2)
- ③ 販売品目(様式3)
- ④ 「3 応募資格要件(6)」にかかる最近3年間に1年以上営業した飲食店の営業許可証等の写し
- ⑤ 法人の概要等(会社のリーフレットなど飲食業の営業実態が判断できるもの)

6 質問受付及び現地説明

(1) 質問受付期間 令和8年5月11日(月)～令和8年5月20日(水)

(2) 提出方法

質問書(様式4)により、Eメールで受け付けます。「(1)質問受付期間」内にいずれかの方法で提出してください。

Eメール：danjo-fumi n@sbox.pref.osaka.lg.jp

(3) 質問書への回答日

随時、質問者に対し電子メールにて回答、及び大阪府ホームページに掲載します。

(4) 現地説明

日時：申込者と協議の上、定める。

集 合 場 所：大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）1階
レストラン入口前

参加手続き：①現地説明参加申込書の提出

現地説明参加申込書（様式5）に必要事項を記入の上、Eメールにより提出
してください。

②提出期限

令和8年5月20日（水）まで

③提出先

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課 男女共同参画グループ

Eメール：danjo-fumi@inbox.pref.osaka.lg.jp

④留意事項

○現地説明は1日間（視察：約30分程度）です。

○会場へは、公共交通機関をご利用の上お越しください。

○参加申込者には個別に集合時間を連絡させていただきます。

7 事業者の決定

(1) 事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、「3 応募資格要件」に定める内容をすべて満たす事業者で、大阪府が設定する最低使用料以上で、最高の応募価格で申し込みを行った者としてします。

なお、最高の応募価格で申し込みを行った者が、募集条件等を満たしていないことが判明した場合は、その者を失格とし、次位応募価格申込者が同様に募集条件等を満たしていないことが判明した場合は、以下同様とします。

(2) くじによる事業者の決定

最高の応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより決定します。

(3) 事業者の公表等

事業者の決定は、令和8年5月28日（木）の予定です。事業者を決定したときは、応募者に決定金額及び事業者名を通知するとともに、大阪府ホームページに決定金額及び事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します。

8 使用許可申請の手続き

事業者決定した者は、令和8年6月5日（金）までに、行政財産使用許可申請書を提出してください。併せて、「3 応募資格要件（7）」に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から3か月以内のものに限る。）を提出してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各1通

① 行政財産使用許可申請書（大阪府指定様式）

② 図面

- ③ 各種納税証明書
- ④ 大阪府暴力団排除条例に関する書類（大阪府指定様式）
- ⑤ 「3 応募資格要件(3)」にかかる許認可等（大阪府立男女共同参画・青少年センター内飲食店の営業許可等）の許可証等の写し
※使用許可後、営業許可をとり速やかに提出すること。
- ⑥ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）
＜法人の場合＞法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、委任状
＜個人の場合＞印鑑証明書（市町村（町村役場）発行のもの）

9 事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手続きを行わなかった場合
- ② 事業者が応募者の資格を失った場合又は「3 応募資格要件(3)」の許認可等が得られなかった場合

10 その他

応募及び行政財産使用許可の手続きにかかる一切の費用については、応募者及び事業者の負担とします。

（問い合わせ先）

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課 男女共同参画グループ 担当：木田、松浦
大阪府中央区大手前1-3-49 ドーンセンター3階
電話06-6210-9321

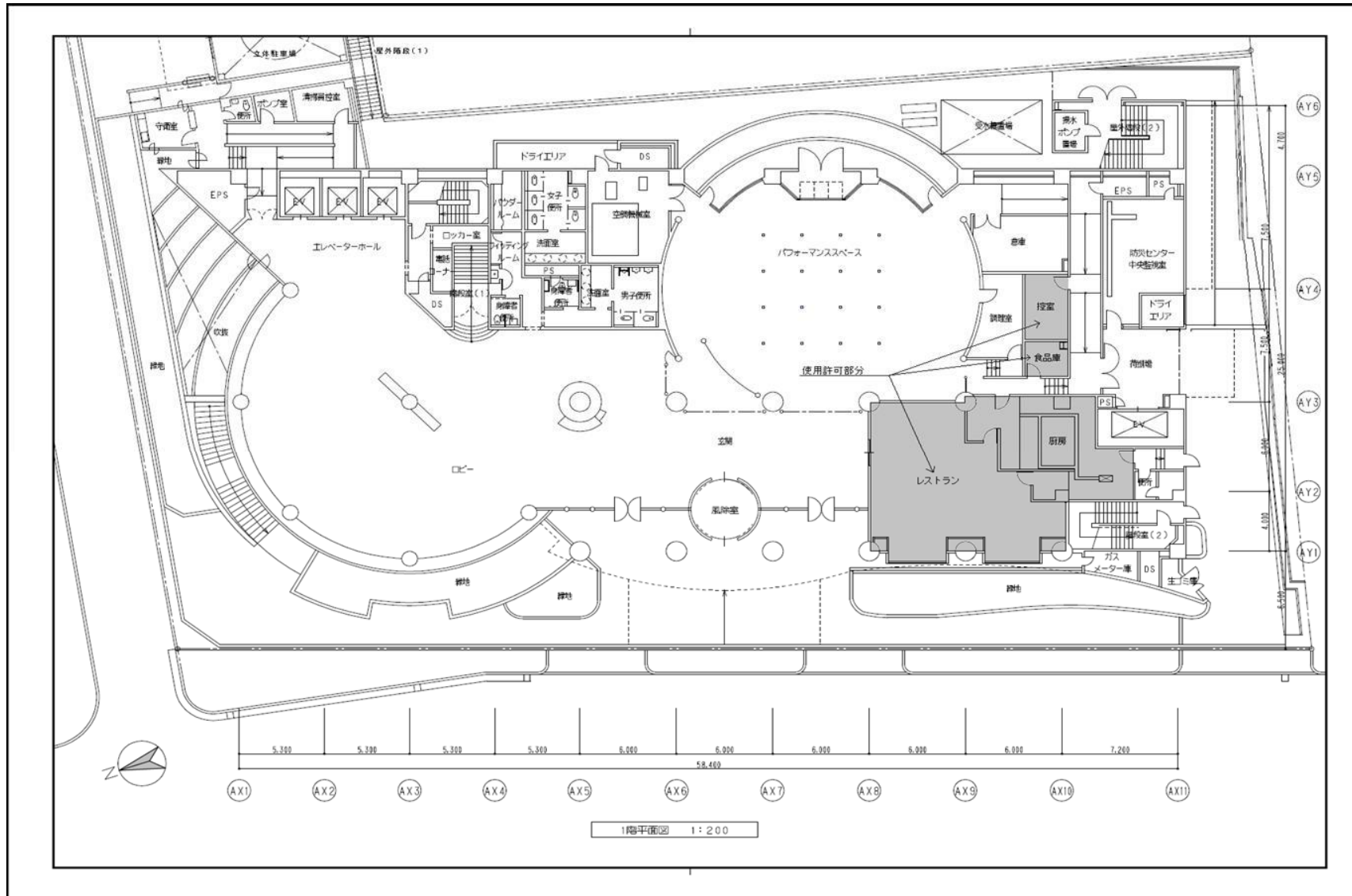
《資料1》大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）所在地



(交通アクセス)

- ・京阪天満橋駅、地下鉄谷町線天満橋駅 ①番出入口から東へ約350m
- ・JR東西線大阪城北詰駅②号出入口から西へ約550m

《資料2》ドーンセンター1階フロア図面



応募申込書

令和 年 月 日

大阪府知事 様

住 所 (所在地) (〒 —)

氏 名

法 人 名

代表者名

⑩

(事務担当者)

所属部署

氏 名

電 話

大阪府立男女共同参画・青少年センター内の飲食店事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

1 提案使用料

所在地	設置場所	使用物件	応募価格 (提案使用料)			
大阪府中央区 大手前 1-3-49	1階	A ・ B	●	○	0	0 円

※ 1. 物件AまたはBのいずれかを選択し、○で囲んでください。その上で、応募価格は、大阪府が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。

2. 応募価格は、今年度の使用期間に関わらず年額として、百円単位(税抜き)で記入してください。なお、応募価格(税抜き)に百分の百十を乗じて得た額をもって年額使用料とします。

3. 金額はアラビア数字で記入してください。

4. 初めの数字の頭に¥をいれてください。

2 添付書類

- ① 誓約書 (様式2-1、様式2-2)
- ② 販売品目 (様式3)
- ③ 3-(6)にかかる最近3年間に1年以上営業した飲食業の営業許可証等の写し
- ④ 会社概要等 (会社パンフレットなど飲食業の営業実態が判断できるもの)

誓約書

私は、大阪府が実施する大阪府立男女共同参画・青少年センター内の飲食店事業者の募集の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、「大阪府立男女共同参画・青少年センター内の飲食店事業者募集要項」及び「大阪府立男女共同参画・青少年センター内の飲食店事業者募集に係る仕様書」について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 大阪府立男女共同参画・青少年センター内の飲食店事業者募集要項の「3 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 大阪府立男女共同参画・青少年センター内の飲食店事業者募集要項の各条項に掲げられている事項及びこれに基づく大阪府知事の指示に対して、遵守できない場合は、当該行政財産の使用許可を取り消されても不服は申し立てません。
- 4 営業事業者の決定に関して、大阪府ホームページに決定金額及び営業事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載することに同意します。

令和 年 月 日

大阪府知事 様

住 所
(所在地)

氏 名
法 人 名
代表者名

誓約書 (暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約)

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利用することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。	はい・いいえ
2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	はい・いいえ
3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。	はい・いいえ
4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。	はい・いいえ

大阪府知事 様

年 月 日

申込者

住 所
(所在地)
フリ ガナ
氏 名
(法人名)
(代表者名)

生年月日

共有予定者

住 所
(所在地)
フリ ガナ
氏 名
(法人名)
(代表者名)

生年月日

共有予定者

住 所
(所在地)
フリ ガナ
氏 名
(法人名)
(代表者名)

生年月日

現地説明参加申込書

令和 年 月 日

下記のとおり現地説明に参加を申し込みます。

住 所
(所在地)
氏 名
法 人 名
代表者名

- 1 件名 大阪府立男女共同参画・青少年センター内の飲食店事業者募集（現地説明）
- 2 現地説明希望日 第一希望：令和8年5月 日 *希望日を記載してください。
第二希望：令和8年5月 日

3 参加者名

(所属) 氏名	
(所属) 氏名	

※参加人数の上限は、2名とします。

3 連絡先

電話番号	
------	--

※提出期限：令和8年5月20日（水）までに、メールで送付すること。

[メールアドレス danjo-fumin@sbox.pref.osaka.lg.jp]

※現地説明日時が決定しましたら、男女参画・府民協働課より「3 連絡先」あてに連絡いたします。